

## 上越市新規学校卒業者就職試験支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県外に居住する大学生等の市内へのU・I・Jターン就職を支援するため、中小企業者等の就職試験を受験する県外に居住する大学生等に対し、就職試験に要する交通費の一部を予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、主たる事業所が市内に存する人及び団体で第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当するもの又は第2号に規定する会社であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業を営むもの以外のものをいう。

#### (1) 次のアからサまでのいずれかに該当する人及び団体

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人であって、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種に属する事業を行うもの

イ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに次に定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに次に定める数以下の会社及び個人で、次に定める業種に属する事業を主たる事業とするもの

|   | 業種                                             | 資本金の額又は出資の総額 | 従業員の数 |
|---|------------------------------------------------|--------------|-------|
| 1 | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3億円          | 900人  |
| 2 | ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             | 3億円          | 300人  |
| 3 | 旅館業                                            | 5千万円         | 200人  |

ウ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合

会

エ 協業組合

オ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（アからエまでに掲げるものを除く。）

カ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

キ 商工組合及び商工組合連合会

ク 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ケ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する個人であるもの

コ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する個人であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する個人であるもの

サ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む個人の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する個人であるもの

(2) 会社法（平成17年法律第86号）第27条第3号の本店の所在地が市内である会社（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）で金融業及び保険業に分類される事業を主たる事業とする会社を除く。）

(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により設立された一般社団法人及び一般財団法人（日本標準産業分類で金融業及び保険業に

分類される事業を主たる事業とする法人を除く。)

(5) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定により認定された公益社団法人及び公益財団法人（日本標準産業分類で金融業及び保険業に分類される事業を主たる事業とする法人を除く。)

(6) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

(7) その他前各号に掲げる人及び団体に類するものとして市長が認める人及び団体  
(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等の就職試験を受験する県外に住所又は居所を有する人であつて、大学、短期大学、専門学校等の最終学年に在籍しているもの（以下「受験者」という。）（受験者が未成年者の場合にあつては、受験者の保護者）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、中小企業者等が市内で実施する就職試験を受験するために受験者が受験者の住所又は居所から当該試験会場までの移動（当該就職試験の日の3日前から就職試験の日までの移動に限る。）に要する鉄道運賃（指定席又は自由席の特急料金を含む。）、航空運賃、高速バス運賃及び船舶運賃の往路の運賃の合計額（往復の運賃の場合はその合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額））とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、1万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、就職試験を実施する中小企業者等が補助対象経費の全部又は一部を支給する場合は、その支給金額に2分の1を乗じて得た額を補助対象経費から差し引くものとする。

3 補助金の交付は、受験者1人につき1回を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、就職試験の日から1月以内（当該試験の日が3月に属するときは、同月末日まで）に、上越市新規学校卒業者就職試験支援補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市新規学校卒業者就職試験支援補助金交付 <sup>決定</sup> 通知書（第2号様式）<sub>却下</sub>により通知するものとする。

(実績報告の特例)

第7条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、前条第1項の規定により提出する申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 就職試験実施等証明書（第3号様式）
- (2) 補助対象経費の領収書の写し又は支払を証明する書類
- (3) 就職試験を受験するために受験者が住所又は居所から就職試験会場までの移動した日を確認できる書類の写し
- (4) 受験者の学生証の写し又は在学証明書  
（確定通知の特例）

第8条 規則第9条の規定による確定通知は、第6条第2項の規定による通知書の交付により行うものとする。

（就職状況の確認）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた人の就職状況を確認するため、就職試験を実施した企業等に照会することができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。